

# ウォーターPPP 導入可能性調査支援業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

ウォーターPPP導入可能性調査支援業務

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

予算要求時期に内部協議するため10月上旬までに費用対効果の試算や概略報告資料が必要となる。

### (4) 提案上限額

本業務における提案上限額は30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、契約は令和6年度単年契約とする。なお、本業務の検討結果に基づき詳細検討から発注支援に至る業務まで委託したい場合は、本業務受注者と随意契約できるものとする。ただし、本業務の成績や次年度以降の予算措置の状況により契約を保証するものではない。

## 2. 担当部署

### (1) 本業務のプロポーザル実務担当は、次のとおりとする。

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

安城市上下水道部水道工務課工務係 担当：平野、佐々木

電話：0566-71-2250 E-mail：suidokomu@city.anjo.lg.jp

## 3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、審査基準日において、次に掲げる各号に示した要件を満たした単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。

### (1) 単独企業及び共同企業体構成員の共通の資格要件

ア 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加資格名簿に掲載されていること。

なお、共同企業体においてはその代表者のみとする。

イ 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 公告日から契約締結日までに、**「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排**

除に関する合意書」(平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- カ VFMの検討等の業務を円滑に遂行するため、上下水道分野などにおける導入可能性調査の業務経験を有する公認会計士有資格者を配置できること。
- キ 本業務を円滑に遂行できるよう、上下水道分野などにおける導入可能性調査の業務経験を有する技術士(上下水道部門)の有資格者を配置できること。
- ク 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者とし、過去10年間(平成26年度から令和5年度)に、国または地方公共団体が発注する水道事業及び下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に元請けの技術者として従事した経験を有する者で、かつ直接雇用しているものでなければならない。
- ケ 照査技術者は成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、過去10年間(平成26年度から令和5年度)に、国または地方公共団体が発注する水道事業及び下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に元請けの技術者として従事した経験を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。

## (2) 単独企業の資格要件

- ア 過去10年間(平成26年度から令和5年度まで)に、次に掲げるすべての業務について、元請として完了した実績を有すること。
  - (ア) 国または地方公共団体が発注する水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務。
  - (イ) 国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務。

## (3) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。
  - (ア) 共同企業体が複数の企業により自主的に結成されたものであること。
  - (イ) 共同企業体の代表者は、出資比率が最大であること。
  - (ウ) 各構成員が、本業務において参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
  - (エ) 各構成員が、本業務において単独企業として参加していないこと。
- イ 共同企業体の代表者を、プロポーザルに参加する代表者とすること。
- ウ 共同企業体の代表者は(2)ア(ア)または(イ)に示す要件を満たし、共同企業体全体として(2)アの要件を全て満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員は、その分担業務ごとに、担当技術者を配置するものとし、共

同企業体の代表者が、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

(4)参加資格要件の審査基準日は、参加表明書提出期限の日とする。ただし、契約締結日までの期間において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格を無効とする。

#### 4. 実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。また、都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公募型プロポーザルの公告	令和6年3月14日（木）
質問の受付期間	令和6年3月14日（木）から3月26日（火） 午後5時まで
参加表明書の提出締切	令和6年3月29日（金）午後5時まで
参加表明資格審査確認の通知	令和6年4月1日（月）
企画提案書の提出締切	令和6年4月16日（火）
審査（プレゼンテーション）	令和6年4月22日（月）
契約候補者の決定・審査の結果通知	審査終了後
契約締結	4月下旬

#### 5. 実施要領等の入手方法

- (1) 配布日時
- (2) 令和6年3月14日(木)から
- (3) 配布方法

実施要領等は、安城市ホームページからダウンロードして入手すること。

ア 公募型プロポーザル実施要領(各種様式あり)

イ ウォーターPPP導入可能性調査支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)

#### 6. 参加表明書等の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次による参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類

区分	書類名	提出部数
参加希望書	参加表明書(様式1)	正本1部
	会社概要	正本1部
	業務実績(様式2)	正本1部
	配置予定技術者の経歴等(様式2-1)	正本1部
	共同企業体の場合は協定書の写し	正本1部

(2) 提出方法

郵送又は持参に限る。なお、郵送は提出期間中に到着したものに限り受け付ける。また、送付した旨の連絡をプロポーザル実務担当まで電話にて伝えること。持参の際においても同様に、事前に電話にてその旨伝えること。

郵送の場合は書留郵便又は配達証明付きに限る。なお、発注者は郵便事故等いかなるトラブルでも一切の責任を負わない。

(3) 提出先

2(1) 記載の実務担当まで提出すること。

(4) 提出期間

令和6年3月14日(木)から令和6年3月29日(金)午後5時まで

## 7. 質問及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問書(様式3)に内容を簡潔にまとめて記載し、件名を「ウォーターPPP導入可能性調査支援業務に関する質問」と明記の上、Eメールにより提出し、送信後、事務局へ電話により受信の確認を行うこと。なお、電話及び口頭等による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和6年3月14日(木)から令和6年3月26日(火)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問内容及び回答は令和6年3月28日(木)までに安城市ホームページにて公表する。

## 8. 参加資格審査確認の通知

参加資格審査の結果については、令和6年4月1日(月)に参加表明書記載のEメールアドレス宛に通知する。

## 9. 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次により書類を作成の上、様式4を付したうえで提出するものとする。なお、提案は各者1案とする。

(1) 提出書類

区分	書類名	提出部数
企画提案資料	企画提案書	正本1部(様式4)、副本6部
	出席者名簿、様式2-1	正本1部、副本6部
	見積内訳書	正本1部
	参考見積書	正本1部

(2) 書類作成の留意事項

企画提案書の様式は任意とするが、仕様書を踏まえつつ、取り巻く環境の変化や事業診断等に関して、次の区分に従い、考え方や提案を記載すること。

区分								
1	業務実績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国または地方公共団体等における同種分野又は類似業務の実績について。</li> <li>・実績は過去10年間(平成26年度から令和5年度)に完了した業務とする。</li> <li>・記載の業務は、同種分野、類似ともそれぞれ1件までとする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※同種分野とは、上工下水道等の分野のPPP/PFI(公民連携)に関する導入可能性調査等の実績とする</li> <li>※類似業務とは、PPP/PFI(公民連携)に関する導入可能性調査等の支援の実績とする</li> </ul> </li> <li>・様式2の表を引用して記載するものとし、画像等を貼り付ける場合も含め、1件につきA4版1枚に記載する。その際、表題を「同種業務実績」もしくは「類似業務実績」とすること。</li> <li>・当該業務の契約書の写しや、業務内容を証明することができる書類を参考資料として添付すること。</li> </ul>						
2	業務実施計画に関すること	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 実施方針</td> <td>本業務の背景に関する理解、実施方針に関して記載してください。</td> </tr> <tr> <td>(2) 工程計画</td> <td>本業務の実施スケジュール、また、スケジュールの効率性・実効性をどのように確保するか記載してください。</td> </tr> <tr> <td>(3) 実施体制</td> <td>本業務を実施するための人員・体制について記載してください。また、具体的な作業分担等を記載してください。なお、配置予定技術者の有する実績については別途提出する様式2-1にて詳細を記すものとする。</td> </tr> </table>	(1) 実施方針	本業務の背景に関する理解、実施方針に関して記載してください。	(2) 工程計画	本業務の実施スケジュール、また、スケジュールの効率性・実効性をどのように確保するか記載してください。	(3) 実施体制	本業務を実施するための人員・体制について記載してください。また、具体的な作業分担等を記載してください。なお、配置予定技術者の有する実績については別途提出する様式2-1にて詳細を記すものとする。
(1) 実施方針	本業務の背景に関する理解、実施方針に関して記載してください。							
(2) 工程計画	本業務の実施スケジュール、また、スケジュールの効率性・実効性をどのように確保するか記載してください。							
(3) 実施体制	本業務を実施するための人員・体制について記載してください。また、具体的な作業分担等を記載してください。なお、配置予定技術者の有する実績については別途提出する様式2-1にて詳細を記すものとする。							
3	仕様書の各業務に関する実施方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 官民連携スキーム詳細検討</td> <td>各事業の現状及び将来の事業運営を踏まえた課題の整理手法、ウォーターPPPの導入に向けたスキーム上の論点を記載してください。</td> </tr> <tr> <td>(2) 財政効果の検討</td> <td>VFMの検討について、具体的な検討方法を記載してください。</td> </tr> <tr> <td>(3) 民間企業の意向調査</td> <td>民間事業者等への関心や要望事項について、ヒアリング、アンケート調査等の考え方と実施方法を記載してください。</td> </tr> </table>	(1) 官民連携スキーム詳細検討	各事業の現状及び将来の事業運営を踏まえた課題の整理手法、ウォーターPPPの導入に向けたスキーム上の論点を記載してください。	(2) 財政効果の検討	VFMの検討について、具体的な検討方法を記載してください。	(3) 民間企業の意向調査	民間事業者等への関心や要望事項について、ヒアリング、アンケート調査等の考え方と実施方法を記載してください。
(1) 官民連携スキーム詳細検討	各事業の現状及び将来の事業運営を踏まえた課題の整理手法、ウォーターPPPの導入に向けたスキーム上の論点を記載してください。							
(2) 財政効果の検討	VFMの検討について、具体的な検討方法を記載してください。							
(3) 民間企業の意向調査	民間事業者等への関心や要望事項について、ヒアリング、アンケート調査等の考え方と実施方法を記載してください。							

ア 用紙は、原則A4版両面使用とする。縦横の向きは指定しない。ただし、図面等の表現の

都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

- イ 企画提案書の枚数は、表紙及び目次を除き15ページ以内とする。ただし、区分1、様式2-1、参考見積書及び見積内訳書の内容は別とする。
- ウ ページ番号は、表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字のこと。
- エ 記載内容については、文書または図等で簡潔、明瞭に表現すること(専門用語を多用せず、平易な表現とする)。また、文字は注記等を除き、原則として11ポイント以上の大きさとすること。
- オ 見積内訳書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内容についても記載すること。
- カ 参考見積書は、本業務に要するすべての経費を見積もった上で記載すること。なお、見積金額は、見積内訳書の消費税及び地方消費税込みの合計金額と一致すること。
- キ 提出書類とは別に、PDFデータで一式作成し、CD-R等の媒体に格納し提出すること。メディアについては返却しない。
- ク 既存資料の閲覧

企画提案書を作成するにあたり、発注者が作成した「令和5年度 業務効率化検討業務委託」に関する資料を閲覧することができる。

閲覧場所:<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/suido/feasibilitystudy.html>

閲覧期間:随時一定期間

### (3) 出席者名簿

10. (3)エのとおり。

### (4) 提出方法

郵送もしくは持参とする。郵送の場合は書留郵便又は配達証明付きに限る。なお、発注者は郵便事故等いかなるトラブルでも一切の責任を負わない。

### (5) 提出先

2. (1)記載の実務担当まで提出すること。

### (6) 提出期間

令和6年4月16日(火)午後5時まで

### (7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案。
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案。
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った場合。

- エ 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合。
- オ 企画提案書作が仕様書等に示された条件に適合しない場合。
- カ 見積額が本業務の提案上限額を超えている場合。

(8) 辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。なお、参加表明書等の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合についても同様式を提出するものとする。

## 10. 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書等をもとに、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、総合的な評価が最も高い提案者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施し、審査基準における最低基準点(評価配点の上限点(満点)に審査員数を乗じた評価配点合計の60%)以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(2) 審査の観点

審査は、企画提案書の内容に基づき、別表1により行う。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日

令和6年4月22日(月)

イ 場所

安城市役所

※新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、リモートで実施することがある。このため、開催日時及び実施順は、詳細が決まり次第、本プレゼンテーション参加者に通知する。

ウ 選定委員会の設置

選定委員会の委員は、水道業務課長、水道工務課長、下水道課長、同主幹、浄水管理事務所長とし、上下水道部長を委員長とする6名で構成する。なお、人事異動により委員に変更が生じた場合は速やかに参加者へ連絡する。

エ プレゼンテーションへの出席者

本業務の担当予定の責任者が主体的にプレゼンテーションすること。また、出席人数は5名以内とする。なお、企画提案書提出時に、出席者名簿(氏名・所属・役職等)及び、本業務の配置予定技術者に関する詳細を様式2-1により提出すること。なお、参加表明書提出時に添付する同様式をそのまま用いることとなるが、複写し、提出すること。添付書類についても同様とする。

オ 審査方法

- (ア) プレゼンテーションは、自由形式とし、提案書の説明、表現を補足する追加説明とし、その後、選定委員会の委員によるヒアリングを実施する。
- (イ) 時間は1者につき40分程度とし、説明時間を25分、ヒアリング(質疑応答)は15分程度を目途に実施する。
- (ウ) プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は、企画提案書の提出時に事務局へ申し出ること。なお、プレゼンテーションに必要なPCなどのデバイスは提案者にて用意するものとし、接続ケーブルなどの互換性について併せて確認すること。
- (エ) プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。
- (オ) プレゼンテーションは選定委員、事務局職員、関係課オブザーバーを除き非公開で実施する。
- (カ) 説明は提出された企画提案書に基づき実施するものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持ち込みは控えること。
- (キ) 質疑に対する応答はプレゼンテーション内で行い、持ち帰りはしないこと。  
スライドを用いて説明した資料は、プレゼンテーション終了後にCD-Rなどの媒体で提出すること。

#### カ 契約候補者の選定

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションについて選定委員が審査を実施する。

- (ア)「別表1:プレゼンテーションの評価」について、項目ごとに選定委員がプレゼンテーションの内容にて審査を行う。
- (イ) 委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を契約候補者、2番目に多く獲得したものを次点者として選定する。
- (ウ) ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者、他方を次点者とする。
- (エ) 契約候補者が辞退した場合、または契約候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を契約候補者とする。

### 11. 審査の結果通知

審査結果は、本プレゼンテーション参加者に個別でメールにて通知する。また、審査結果の通知後、安城市ホームページにおいて結果を公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

### 12. 契約の締結

- (1) 市は、契約候補者と提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、提案上限額の範囲内で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。
- (2) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく



安城市の入札参加の制限を受けた場合は、契約を締結しないこととする。

- (3) 契約書は、2通作成し、発注者及び受注者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。なお、契約書の作成に要する費用は、全て受注者の負担とし、契約変更についても同様とする。

### 13. 留意事項

- (1) 企画提案書の著作権については、次のとおり取り扱うものとする
  - ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、決定した業者の企画提案書については安城市に帰属する。
  - イ 市は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (2) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には無断で使用しない。
- (3) 本業務の公募型プロポーザルに関し、本市から受領又は閲覧した資料は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、発生した責任は各提案者が負う。
- (5) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。
- (6) 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めない。
- (7) 本市が提示する資料、実施要領に関する質問の回答書等は、本実施要領と一体となすものとする。
- (8) 提出書類について安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ非公開としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。
- (9) 本業務の受注者は、将来的に本市が発注する可能性のあるウォーターPPP業務に参画することはできない。

別表1:プレゼンテーションの評価

技術審査項目		審査の視点	配点
業務実績に関する こと	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に対して同種分野又は類似の PPP/PFI 案件の調査、検討、支援の実績</li> <li>・横断的な分野の調査や、国の発注する研究業務の実績等、高度な能力を有しているか</li> </ul>	15
	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的達成に必要な事項が具体的に示されているか</li> </ul>	5
業務実施計画に関する こと	工程計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務期間内のスケジュールが目標達成に対して的確か</li> <li>・本事業の目的を達成を理解した工程を理解しているか</li> </ul>	10
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を的確に実施するための取組体制が十分か</li> <li>・管理技術者について業務遂行能力を有しているか</li> <li>・照査技術者について業務遂行能力を有しているか</li> </ul>	15
	官民連携スキームの詳細検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を把握するための作業方法の的確性があるか</li> <li>・調査対象係が複数に渡るうえで、作業マネジメントの具体性や的確性があるか</li> </ul>	10
業務実施方法	財政効果の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営での概算事業費の試算に必要な作業内容や方針が具体的に示されているか。</li> <li>・作業全体のマネジメントの的確性</li> </ul>	10
	民間企業の意向調査	調査内容や方針が具体的に示されており、調査方法や対象事業者数が的確な内容となっているか	5
	プレゼンテーション	企画提案書の内容がわかりやすく説明され、説得力があるか	10
プレゼンター	質疑応答	質問への対応等に関する的確で、意欲的か	10
	見積書	<p>提案に対し、コストが適正であるか</p> <p>※最低見積価格/当該業者の見積価格×10点。なお、小数点以下の端数は、切り捨てとする。</p>	10
価格点			